

# 奈良市立富雄南小学校いじめ防止基本方針

(令和3年4月改定)

学校番号 416

奈良市立富雄南小学校

校長 池田 寛志

## 1. いじめに対する考え方

### (1) いじめの定義について

「いじめ防止対策推進法第2条」(平成25年法律第71号)

(定義)

1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

### (2) いじめの理解について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることを留意する必要がある。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### (3) いじめの認知に関する考え方について

#### ア いじめの認知について

いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法(以下「法」と記す)第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、以下の点に注意を払い、認知していくことが必要とされる。

## イ いじめの判断について

- いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- 被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめられた児童生徒の感じる被害感情に着目して見極める。(例：外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合。好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など)
- いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。(例：インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合。)

### (4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

- いじめの問題に対し、正しい共通認識及び適切な対処を行うため、いじめの問題への対処の在り方について教職員間の共通理解を深め、いじめ事象を見過ごすことのないように努める。

## 2. 学校におけるいじめ防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止について

- すべての児童生徒が命の大切さを学習し、自他の生命をかけたがえのない存在として認識することで、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- すべての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、いじめが起らない環境をつくる。
- すべての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、正義感を育む。
- すべての児童生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、豊かな情操や道徳心、正義感、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあう態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- すべての児童生徒が自己有用感や充実感を得られる学校づくりを行う。
- 学校・行政は、保護者や地域と連携・協働し、心の通う人間関係を構築する能力を養い、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取組を推進する。
- 日々の教育活動全体において、児童生徒がお互いを尊重し高め合う取組を推進する。
- 学校・行政は、保護者や地域と連携・協働し、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取組を推進する。

### (2) いじめの早期発見について

- 日常の変化に気付き、見過ごさないよう、早い段階からの的確に関わりをもつ。
- いじめを隠し、また、軽視することなく、積極的にいじめの発見に努める。

- いじめをする側と、いじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつ。また、いじめを受ける側の対象も変わる可能性があるとの認識をもつ。
- 学校は、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるため、アンケート調査を工夫するとともに、教育相談の実施、電話・メール相談窓口の周知等に努める。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所や、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。
- 教職員や保護者、地域住民等、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。そのために、研修等を開催し、啓発の機会を設ける。

### (3) 迅速な対応について

- 学校はいじめを受けた児童生徒からの訴えがあった場合、直ちに児童生徒の安全を確保し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対し、徹底して守り抜くという意思を伝える。
- 教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報共有し、組織的な対応を行う。
- いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- いじめに当たると判断した場合であっても、いじめには様々な態様があることから、いじめ行為をめぐる状況等を考慮した上で適切な指導を行うべきものであり、常に全てに対して厳しい指導を要するとは限らない。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、教職員、児童生徒、保護者、地域に周知し、理解を深めておく。

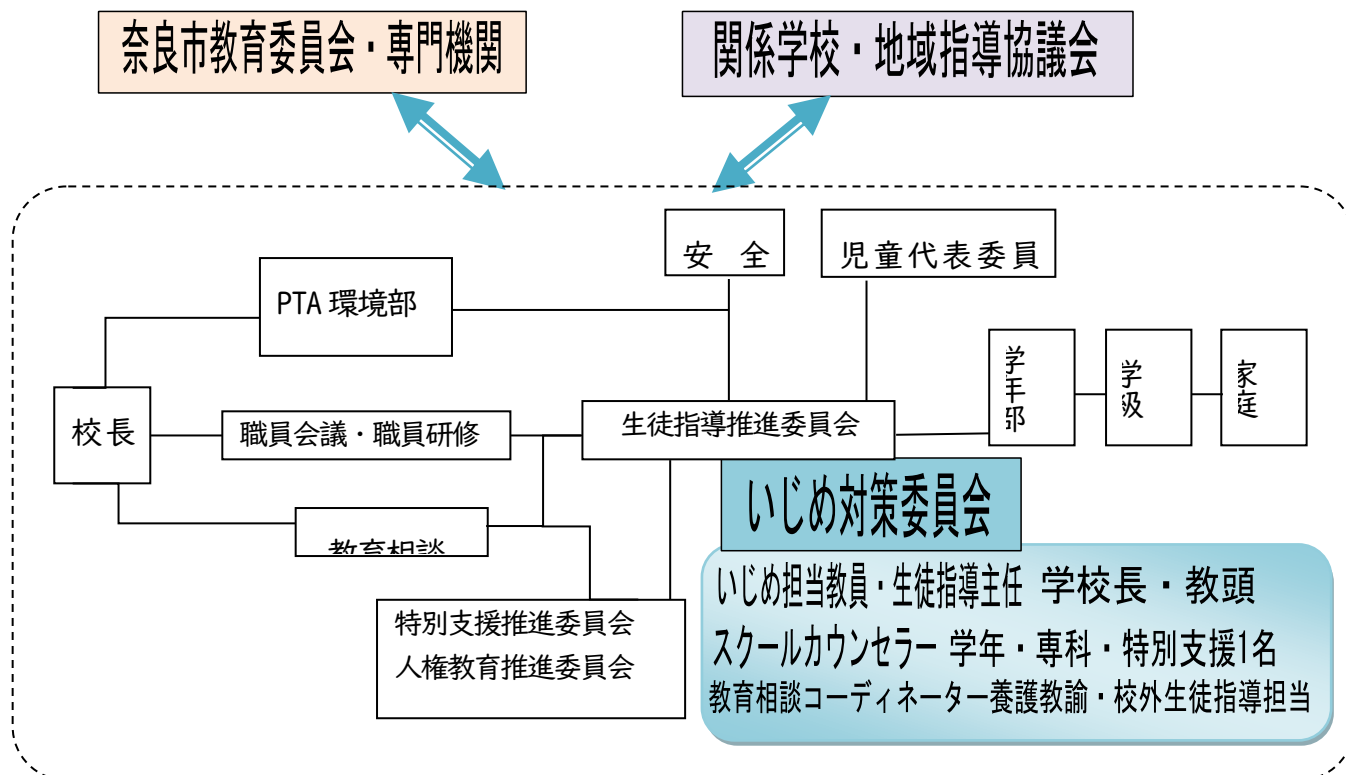
### (4) 組織及び体制について

#### ① いじめ対策校内委員会

- いじめの問題に対して、組織的な対応を行うために中核となる常設の組織「いじめに特化した校内委員会」を置く。
  - ・管理職、いじめ対応教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成し、組織対応の中核として機能する体制を整える。
  - ・個々のいじめの未然防止・早期発見・迅速な対応に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。
- 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家が参加し、より実効的ないじめの問題の解決に資する。
- いじめに特化した校内委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、校内委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て校内委員会に報告・相談する。加えて、校内委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認

知した情報の集約と共有化を図る。

- いじめに特化した校内委員会は、各学校の「学校基本方針」の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。



## ② 生徒指導体制

### いじめの未然防止

- 「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- 未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。また、個々の自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いの多様性を認め合える人間関係や学校風土をつくるのが大切になる。
- いじめについての共通理解「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

### いじめに向かわない態度・能力の育成

- 道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育む。
- 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく

認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- 学級や学年、クラブ活動などの人間関係を把握して親和的な集団づくりを進める。

### 教職員の指導上の注意

- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを誘発や助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 教職員の「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるということを理解した上で、児童生徒の指導に当たる。
- 教職員は、授業中の児童生徒の発言などを起因としたいじめが発生するとの認識をもち、すべての児童生徒が安心して自由に自分の意見や考えを述べることができるような学級や学校を創るために、授業づくりや展開の工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感を育むすべての児童生徒が、承認感、満足感、自己有用感を体感する機会を提供することで、児童生徒の自己肯定感が高められるような取組を行う。

#### 児童自らがいじめについて学び、取り組む

- 児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 児童会を中心に、「ストップいじめなら子どもサミット」等と連携した取組を行う。

#### 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいを装うなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員等の大人が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのために、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、いじめを見抜くアンテナの感度を高く保つ。さらに、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが大切である。

#### 調査・実態把握

- 日常の健康観察等から児童生徒の実態把握に努める。
- アンケート調査の工夫や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配る。
- 個人ノートや生活ノート、また日記などを活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用して実態を把握したりする。

#### 迅速な対応

- いじめを発見、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。そして、いじめられた児童生徒や通報してきた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、その児童生徒が抱える課題を含め、教育的配慮の下、個に応じた支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことが必要である。

#### いじめの発見・通報を受けた時の対応

- 悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。

- いじめられている児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- いじめを発見した教職員は一人で抱え込まず、直ちに校内委員会に情報を共有する。
- 関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- いじめと認知した場合やいじめが疑われる場合は、必ず市教育委員会に報告する。

#### いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情が傷つかないように留意する。
- 家庭訪問などにより、その日のうちに迅速に保護者に事実を伝える。
- いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限りの不安を除去するとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の方等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- 状況に応じて心理や福祉の専門家、または奈良市学校応援サポーターなどの協力を得る。

#### いじめた児童生徒への指導または保護者への助言

- いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家、奈良市学校応援サポーターなどの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、指導し、その再発を防止する措置をとる。
- 事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童生徒に対し、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

#### いじめが起きた集団への働きかけ

- 同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

#### ネット上のいじめの対応

- ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、事実を確認したうえで、直ちに削除の措置をとる。
- 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 人権侵害に当たる書き込み等があった場合は、必要に応じて法務局等の協力を求める。

#### 再発防止について

- いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

### ③ 教育相談体制

- 児童生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備し、い

じめを訴えやすい環境をつくる。

○保健室や相談室の利用，電話・メール相談窓口について広く周知する。

○集まったいじめに関する情報は，学校全体で共有する。なお，教育相談等で得た児童生徒の個人情報については，対外的な取り扱いの方針を明確にし，適切に扱うこと。

○児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか，適切に機能しているかなど，定期的に体制を点検する。

○教育相談部の設置

- ・「学校全体で子どもを教育する」意識を全教職員が共有し，教育相談体制を構築する。
- ・教育相談の充実に向けた研修や事例研修を実施する。
- ・スクールカウンセラーとの連携による個人面談，教育相談活動の充実を目指す。

#### ④ 外部機関及び地域との連携

○学校はいじめを把握した場合，学校で抱え込むことなく，速やかに教育委員会に報告する。

○警察や児童相談所等との適切な連携を図るため，平素から，学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など，体制を構築する。

○教育相談の実施に当たり必要に応じて専門機関との連携を図り，法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒や保護者に適切に周知する。

#### ⑤ 校内研修

○いじめの問題の解決には一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから，研修等を通して資質向上を図る。

○心理や福祉の専門家を活用し，教職員のカウンセリング能力等の向上を図ることや，福祉に繋ぐ知識を得るための校内研修等を充実させる。

○校内研修の充実

- ・いじめを見抜き，いじめを許さず，いじめを起こさせない指導の研修を行う。
- ・教職員の人権意識向上に関する研修と人権教育の充実に向けた研修を行う。
- ・学級経営，指導技術向上につながる研修を行う。

○主題研究部会，人権教育部会，特別支援教育部会の開催

- ・各学年から各部会へ参加し，学習状況や内容，児童の課題や問題行動，集団作りや個別に支援の必要な児童に関して情報交換や対応，手立てについて話し合う。

○校外研修への積極的な参加

- ・奈良県教育委員会，奈良市教育委員会の主催する研修会へ積極的に参加する。

#### ⑥ 特に配慮が必要な児童生徒への対応について

○発達障害を含む，障害のある児童生徒，海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒，国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒，言語や宗教等の文化的な背景をもつ児童生徒，性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒，東日本大震災により被災した児童生徒，又は原子力発電事故により避難している児童生徒を含め，学校として，特に配慮が必要な児童生徒については，日常的に，当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

### 3 重大事態への対処

## (1) 重大事態について（重大事態とは）

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神症の疾患を発症した場合※いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。
- ② 「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

## (2) 重大事態への対処の方法について

### 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生を報告する。

### 情報発信について

重大事態発生時における情報発信や報道対応については、該当児童生徒やその保護者のプライバシーを配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。

### 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

### 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大であると判断した時は、「いじめに特化した校内委員会」で当該重大事態に係る調査を行う。

### 事実関係を明確にするための調査の実施

調査にあたり、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。  
いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどういうことがあるか、どういう人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったかなどを可能な限り網羅的に明らかにする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校は、附属機関などに対して積極的に資料を提供するとともに、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

### いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査になるよう配慮する。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行う。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に



あわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行う。

#### いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの調査を行う。

#### 【自殺の背景調査における留意事項】

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証して再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査については、切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ⑤ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- ⑦ 亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があるとなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言や文部科学省による子どもの自殺予防に関する通達や手引き等を参考にする。

### （3）調査結果の提供及び報告について

○学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。

○通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。

○情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。